

第 11 号様式の 3 (第 7 条の 2 関係)

R6 年 10 月 2 日

大分県知事 佐藤 樹一郎 殿



住 所 臼杵市大字戸室 1 1 3 1 番地の 1
申請者
氏 名 一般社団法人 臼杵市医師会
会長 奥津 明
電話番号 (0972) 62-5599

地 域 医 療 支 援 病 院 報 告 書

標記について、医療法施行規則第 9 条の 2 の規定に基づき、R5 年度の業務に関して報告します。

記

1 開設者の住所及び氏名

住 所	〒875-0051 臼杵市大字戸室 1 1 3 1 番地の 1
氏 名	一般社団法人 臼杵市医師会 会長 奥津 明

2 名 称

臼杵市医師会立コスモス病院

3 所在地

〒 同上	電話番号 (0972-62-5599)
------	-----------------------

4 病床数

精 神 病 床	感 染 症 病 床	結 核 病 床	療 養 病 床	一 般 病 床	合 計
0 床	4 床	0 床	0 床	176 床	180 床

5 施設の構造設備

施 設 名	設 備 概 要
集 中 治 療 室	(主な設備) 人工呼吸器、心電図モニター、輸液ポンプ シリンジポンプ、除細動器、救急カート 病床数 6 床
化 学 検 査 室	(主な設備) 生化学自動分析装置
細 菌 検 査 室	(主な設備) ふ卵器、安全キャビネット
病 理 検 査 室	(主な設備) ミクロトーム
病 理 解 剖 室	(主な設備) 殺菌灯、解剖台、シャワー室、病理解剖器械

研 究 室	(主な設備) 大型テレビ DVDビデオ
講 義 室	室数 2 室 収容定員 120 人
図 書 室	室数 1 室 蔵書数 100 冊程度
救急用又は患者搬送用自動車	(主な設備) リフト付自動車(車椅子、ストレーチャー搬送可) 保有台数 1 台
医薬品情報管理室	[専用室の場合] 床面積 14.57 m ² [共用室の場合]

注 主な設備は、主たる医療機器、研究用機器、教育用機器等を記入すること。

6 他の病院又は診療所からの紹介患者に医療を提供する体制が整備されていることの証明

地域医療支援病院紹介率		81.2%	算定期間	R5年4月1日～R6年3月31日
地域医療支援病院逆紹介率		73.5%		
算出根拠	A：紹介患者の数			3,323人
	B：初診患者の数			4,094人
	C：他の病院又は診療所に紹介した患者の数			3,010人

注1 「地域医療支援病院紹介率」欄は、AをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

2 「地域医療支援病院逆紹介率」欄は、CをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

3 それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記入すること。

7 地域医療従事者による診療、研究又は研修のための利用（共同利用）のための体制が整備されていることを証する書類（別紙第1）

8 救急医療を提供する能力を有することを証する書類（別紙第2）

9 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有することを証する書類（別紙第3）

10 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の体系的な管理方法（別紙第4）

11 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法及び閲覧に関する書類（別紙第5）

12 委員会の開催実績（別紙第6）

13 患者相談の実績（別紙第7）

14 その他の地域医療支援病院に求められる取組に関する書類（別紙第8）

(別紙第1)

地域医療従事者による診療、研究又は研修のための利用(共同利用)の
ための体制が整備されていることを証する書類

1 共同利用の実績

共同指導実施回数	141件
共同利用の延べ人数	1,642人
開設者と直接関係ない医療機関の延べ人数	1,642人
病床利用率	74.1%

注 当該前年度の共同利用を行った医療機関の延べ数、これらの医療機関のうち開設者と直接関係のない医療機関の延べ数、共同利用に係る病床の病床利用率を明記すること。

2 共同利用の範囲等

入院においては建物全部、器械についても臼杵市医師会会員は全て共同利用、津久見市医師会会員及び臼津歯科医師会会員は、紹介による入院と高度医療機器についても共同利用できる。
--

注 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具のうち、共同利用の対象とする予定のものを明記すること。

3 共同利用の体制

(1) 共同利用に関する規定の有無 ☒ 有・無

(2) 利用医師等登録制度の担当者 氏 名 : XXXXXXXXXX
職 種 : 事務長

注 共同利用に関する規定がある場合には、当該規定の写しを添付すること。

4 登録医療機関の名簿

医療機関名	開 設 者 名	住 所	主たる診療科	地域医療支援病院開設者との経営上の関係
	別	紙		

注 当該医療機関と同一の2次医療圏に所在する医療機関のみ記入すること。

常時共同利用可能な病床数	176床
--------------	------

臼杵市医師会病院利用規程

第 1 条 臼杵市医師会病院（以下病院という）を利用できるものは、原則として臼杵市医師会会員（以下会員という）とする。

2. 会員の代理と認められるもの又は津久見市医師会会員の利用については別に定める。

第 2 条 病院へ患者を入院させる場合は原則として自己が主治医となり引き続き診療を担当するものとする。

2. 遠隔地その他の理由により自ら診療できない場合は主治医を他の会員に依頼するものとする。

3. 常勤医に依頼する場合は常勤医は担当医となり主治医と協同して診療にあたるものとする。
但し、指示系統は事前に双方が協議して明確にしておくものとする。

4. 主治医は日本医師会 A 会員に限るものとする。

第 3 条 主治医は必要に応じて会員外医師に対診又は手術等を依頼することができる。この場合の謝金等は病院の負担とする。但し病院長と協議の上決定するものとする。

第 4 条 入院患者の申し出により会員外医師に対診を求める場合の謝金等は患者の負担とする。

第 5 条 会員は自己の病医院の患者を他の市町村へ移送したい時は病院の車を利用することができる。この場合はガソリン代実費程度を病院へ支払うものとする。

第 6 条 非常勤医師（会員）が病院において次の各項を実施した場合病院は会員に報酬を支払うものとする。

1. 手術

手術を実施した場合は手術料（保険点数）の 80% を支払う。
但し、他の会員を助手とした場合は次のとおり配分する。

助手 1 人の場合 （執刀医 7 : 助手 3）

助手 2 人の場合 （執刀医 6 : 助手 2 : 助手 2）

2. 麻酔

麻酔を実施した場合は麻酔料の 80% を支払う。

3. 分娩

分娩を実施した場合は慣行料金の 80% を支払う。

4. 人間ドック（成人病検査等も含む）

人間ドックを担当した場合は診断した検査料（保険点数）の 20% を支払う。

第 7 条 会員が入院患者の診療、検査、手術、処置並びに宿日直や委員会等会議のため出院した場合は交通費を支払う。

第 8 条 会員が患者又は検査物を送り次の各項の検査を依頼した場合、会員は病院に検査委託料を病院は診断医に診断料を支払うものとする。
但し、外注分は夫々外注先の料率（料金）による。

1. レントゲン、CT、心電図、脳波、超音波、内視鏡、ホルター心電図等

イ. 撮影及び検査のみ依頼した場合はその保険点数から（ハ）を控除した点数の 40% を支払う。

ロ. 撮影及び検査と診断を依頼した場合はその保険点数から（ハ）を控除した点数を病院 4 : 会員 4 : 診断医 2 の割合で配分し、会員は病院に 60% を支払い病院は診断医に 20% を支払う。

ハ. 検査に使用した薬剤料（投薬料、注射料、造影剤、処置等）並びに材料代は実費を支払うものとする。

2. 内視鏡

イ. 検査料と診断料（病理を除く）の配分は前項のイ、ロに準じて支払う。

ロ. 組織を採取した場合はその保険点数を採取医 7 : 会員 3 の割合で配分し会員は病院に 70% を支払い、病院は採取医に 70% を支払う。
但し、病理組織は次項のロによる。

3. 一般、血液、生化学検査等

イ. 検査のみ依頼した場合は次のロの項を除き保険点数（実施料）の 60% を支払う。

ロ. 生検用内視鏡で採取した組織の検査（診断）を依頼した場合はその保険点数を病院 3：会員 4：診断医 3 の割合で配分し会員は病院に 60%を支払い病院は診断医に 30%を支払う。

4. 会員が所有する医療機器で自ら検査を行った場合病院はその会員に検査で使った材料費のみ請求する。

第 9 条 主治医が入院患者の検査及び診断を他の会員に依頼した場合病院はその会員に次のとおり支払うものとする。
但し、その会員の外来として取り扱えない場合とする。

1. レントゲン、脳波、内視鏡
保険点数の 20%

2. 内視鏡

イ. 組織を採取した場合採取医に保険点数の 70%

ロ. 組織の検査（診断）を依頼した場合診断医に保険点数の 30%

第 10 条 検査委託料金は当月の 1 日から末日をもって締切り各会員は翌月納入するものとする。

第 11 条 開放型病院共同指導料の算定については事務的に代行できる次の業務は病院が行うものとする。

1. 外来カルテの作成に関すること

2. 一部負担金の請求に関すること

付則 この規程は昭和 51 年 4 月 1 日より実施する。

昭和 56 年 8 月 1 日 一部改正

昭和 58 年 10 月 18 日 一部改正

昭和 59 年 7 月 24 日 一部改正

昭和 61 年 1 月 28 日 一部改正

昭和 62 年 1 月 20 日 一部改正

昭和 63 年 8 月 23 日 一部改正 津久見市 70%

登録医療機関の名簿

別紙 臼杵市医師会員 R6.3.31 現在

	医療機関名	開設者名(会員)	住 所	主たる診療科	地域医療支援病院開設者との経営上の関係
1	臼杵病院	松尾 則義	臼杵市江無田 1154-1	内・外・呼・消・整他7	臼杵市医師会員
2	白川病院	白川典参	〃 末広 983-3	内・消・リハ・精・心・老	〃
3	岩田リハビリクリニック	岩田智雄	〃 野津町大字亀甲752	内・呼・小・リハ・外	〃
4	植田内科クリニック	植田 聡	〃 臼杵 2-107-716	内・糖・内分泌・循・腎	〃
5	うすき眼科	野田 佳宏	〃 市浜 669-1	眼	〃
6	臼杵内科リハビリテーション医院	柿田 徳彦	〃 市浜 694-1	内・循・腎・透・消・老・リハ	〃
7	うすき皮膚科内科クリニック	行平 恵子	〃 市浜堂尻 1136	皮・内・アレルギー	〃
8	うすきメディカルクリニック	久下 浩	〃 洲崎 72-32	内・外・整・リハ・麻他3	〃
9	臼杵わかばクリニック	安江 和彦	〃 江無田字樋ノ内323-1	内・外・消・ペイ・整	〃
10	奥津医院	奥津 明	〃 臼杵 521	内・皮	〃
11	児玉循環器科・内科医院	児玉 泰幸	〃 市浜 866-4	循・内	〃
12	さくら産婦人科	佐藤 充弘	〃 野田 278	産・婦・小	〃
13	篠田耳鼻咽喉科医院	篠田 三徳	〃 臼杵 109-1	耳・アレルギー	〃
14	臼杵循環器内科	丸尾 匡宏	〃 稲田 759-1	循・内	〃
15	藤 整形外科	藤 憲三郎	〃 市浜大平木 1226-4	整	〃
16	とうぼ小児科医院	東保裕の介	〃 臼杵2の107番地の515	小	〃
17	浜田消化器科内科医院	浜田 義之	〃 福良 452	消・内・小	〃
18	藤野循環器科内科医院	藤野 孝雄	〃 二王座 34	内・循	〃
19	前尾眼科	前尾 直子	〃 市浜大平木 1242-3	眼	〃
20	ブレイン丸岡脳神経外科	丸岡 伸比古	〃 諏訪 1579-1	脳	〃
21	三好医院	三好 信行	〃 海添 58-5	泌・皮・内	〃
22	元村眼科	元村 憲文	〃 洲崎 72-75	眼	〃
23	岩田医院	岩田 卓	〃 野津町大字野津市156番地	皮	〃
24	吉田医院	吉田 史郎	〃 搔懐 1468-2	内・リウ・リハ	〃
25	渡辺内科クリニック	渡邊 乾	〃 祇園洲 26-11	内・循・消	〃
26	恵の聖母の家	富永 ミツ子	〃 野津町都原字丸尾3601-2	小・神・内	〃

登録医療機関の名簿

別紙 臼津歯科医師会員 R6.3.31 現在

	医療機関名	開設者名(会員)	住 所	主たる診療科	地域医療支援病院開設者との経営上の関係
1	秋岡デンタルクリニック	秋岡 文吾	津久見市千怒新地6045の3	歯	臼津歯科医師会員
2	安藤歯科医院	安藤淳一	臼杵市平清水 13組	歯	//
3	いとう歯科こども歯科	伊東理夫	// 大字市浜馬渡1168	歯	//
4	江良歯科医院	江良秀典	// 大字野田字平の下 221	歯	//
5	りん歯科	金田 亮子	// 江無田266-5	歯	//
6	かねまつ歯科医院	金田明治	// 市浜11組	歯	//
7	加納歯科医院	加納 学	津久見市中央町 4-7	歯	//
8	川野歯科医院	川野尊生	// 中央町 23-3	歯	//
9	こながわ歯科医院	小名川良輔	臼杵市港町東 9組	歯	//
10	近藤中央歯科医院	近藤榮二	津久見市中央町 8-31	歯	//
11	近藤歯科医院	近藤俊彦	// 宮本町 19-14	歯	//
12	佐藤歯科医院	佐藤真一	臼杵市大字臼杵576-2	歯	//
13	陶山歯科医院	陶山直昭	// 唐人町677-1	歯	//
14	立川和人歯科医院	立川和人	津久見市宮本町 6-11	歯	//
15	つかもと歯科医院	塚本林功	// 中央町760-53-3	歯	//
16	鳥越歯科医院	鳥越耕二	臼杵市中市浜14組	歯	//
17	ふかえ歯科医院	深江秀治	津久見市中田町 1-4	歯	//
18	深江歯科医院	深江順吾	臼杵市江無田384-6	歯	//
19	藤澤歯科医院	藤澤昭彦	臼杵市平清水 4組	歯	//
20	増村歯科医院	増村隆夫	津久見市井無田 2-14	歯	//
21	臼杵矢田歯科医院	矢田泰崇	臼杵市洲崎 2-1	歯	//
22	上杉歯科医院	山崎由美子	津久見市中央町19-10	歯	//

(別紙第2)

救急医療を提供する能力を有することを証する書類

1 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

No.	職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考
1	医師		常勤 非常勤 専従 非専従	38.75	
2	医師		常勤 非常勤 専従 非専従	38.75	
3	医師		常勤 非常勤 専従 非専従	38.75	
4	医師		常勤 非常勤 専従 非専従	38.75	
5	医師		常勤 非常勤 専従 非専従	38.75	
6	医師		常勤 非常勤 専従 非専従	38.75	
7	医師		常勤 非常勤 専従 非専従	38.75	
8	医師		常勤 非常勤 専従 非専従	38.75	
9	医師		常勤 非常勤 専従 非専従	38.75	
10	医師		常勤 非常勤 専従 非専従	38.75	
11	医師		常勤 非常勤 専従 非専従	38.75	
12	医師		常勤 非常勤 専従 非専従	38.75	
13	医師		常勤 非常勤 専従 非専従	38.75	
14	医師		常勤 非常勤 専従 非専従	38.75	
15	医師		常勤 非常勤 専従 非専従	38.75	

16	医師		常勤 非常勤	専従 非専従	38.75	
17	医師		常勤 非常勤	専従 非専従	38.75	
18	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	38.75	
19	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	38.75	
20	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	38.75	
21	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	38.75	
22	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	38.75	
23	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	38.75	
24	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	38.75	
25	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	38.75	
26	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	38.75	
27	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	38.75	
28	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	38.75	
29	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	38.75	
30	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	38.75	
31	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	38.75	
32	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	38.75	

33	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	38.75	
34	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	38.75	
35	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	38.75	
36	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	38.75	
37	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	38.75	
38	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	38.75	
39	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	38.75	
40	薬剤師		常勤 非常勤	専従 非専従	38.75	
41	薬剤師		常勤 非常勤	専従 非専従	38.75	
42	薬剤師		常勤 非常勤	専従 非専従	38.75	
43	薬剤師		常勤 非常勤	専従 非専従	38.75	
44	薬剤師		常勤 非常勤	専従 非専従	38.75	
45	薬剤師		常勤 非常勤	専従 非専従	38.75	
46	薬剤師		常勤 非常勤	専従 非専従	38.75	
47	薬剤師		常勤 非常勤	専従 非専従	38.75	
48	薬剤師		常勤 非常勤	専従 非専従	38.75	

(別紙第2)

救急医療を提供する能力を有することを証する書類

1 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

No.	職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考
49	薬剤師		常勤 非常勤 専従 非専従	38.75	
50	薬剤師		常勤 非常勤 専従 非専従	38.75	
51	放射線技師		常勤 非常勤 専従 非専従	38.75	
52	放射線技師		常勤 非常勤 専従 非専従	38.75	
53	放射線技師		常勤 非常勤 専従 非専従	38.75	
54	放射線技師		常勤 非常勤 専従 非専従	38.75	
55	放射線技師		常勤 非常勤 専従 非専従	38.75	
56	放射線技師		常勤 非常勤 専従 非専従	38.75	
57	放射線技師		常勤 非常勤 専従 非専従	38.75	
58	放射線技師		常勤 非常勤 専従 非専従	38.75	
59	検査技師		常勤 非常勤 専従 非専従	38.75	
60	検査技師		常勤 非常勤 専従 非専従	38.75	
61	検査技師		常勤 非常勤 専従 非専従	38.75	
62	検査技師		常勤 非常勤 専従 非専従	38.75	

(別紙第2)

救急医療を提供する能力を有することを証する書類

1 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

No.	職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考
63	検査技師		常勤 非常勤 専従 非専従	38.75	
64	検査技師		常勤 常勤 専従 非専従	38.75	
65	検査技師		常勤 非常勤 専従 非専従	38.75	
66	検査技師		常勤 非常勤 専従 非専従	38.75	
67	検査技師		常勤 非常勤 専従 非専従	38.75	
68	検査技師		常勤 非常勤 専従 非専従	38.75	
69	検査技師		常勤 非常勤 専従 非専従	38.75	
70	検査技師		常勤 非常勤 専従 非専従	38.75	
71	検査技師		常勤 非常勤 専従 非専従	38.75	
			常勤 非常勤 専従 非専従	38.75	
			常勤 非常勤 専従 非専従	38.75	
			常勤 非常勤 専従 非専従	38.75	
			常勤 非常勤 専従 非専従	38.75	

2 重症救急患者のための病床の確保状況

優先的に使用できる病床	10床
専用病床	0床

注 一般病床以外の病床を含む場合は、病床区分ごとに記載すること。

3 重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設の概要

施設名	床面積	設備概要	24時間使用の可否
外来	249.3㎡	(主な設備)除細動器、心電図モニター	可
放射線室	234.6㎡	(主な設備)X線装置、CT、MRI	可
生理検査室	103.0㎡	(主な設備)エコー、血ガス分析装置	可
検査室	292.3㎡	(主な設備)生化学自動分析装置	可
	㎡	(主な設備)	
	㎡	(主な設備)	

4 備考

--

注 特定の診療科において、重症救急患者の受入体制を確保する場合には、その旨を記載すること。

既に、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)に基づき知事の救急病院の認定を受けている病院、救急医療対策の設備事業について(昭和52年7月6日付け医発第692号各都道府県知事あて厚生省医政局長通知)に基づき救急医療を実施している病院にあつては、その旨を記載すること。

5 救急医療の提供の実績

救急用又は患者輸送用自動車により搬入した救急患者の数	1,206人 (354人)
上記以外の救急患者の数	2,243人 (174人)
合計	3,449人 (528人)

注 それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記入すること。

括弧内には、それぞれの患者数のうち入院を要した患者数を記載すること。

6 救急用又は患者輸送用自動車

救急用又は患者輸送用自動車	1台
---------------	----

(別紙第3)

地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を
行わせる能力を有することを証する書類

1 研修の内容

医師：学術研修会、学術講演会、医師会医学会、 看護師：看護研修 臨床検査技師：検査技師勉強会 薬剤部：薬剤管理指導研修会 放射線技師：安全講習会、技師学会 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士：各種勉強会参加、地域リハ、石仏ねっと他
--

2 研修の実績

(1) 地域の医療従事者への実施回数	16回
(2) (1) の合計研修者数	799人

注1 研修には、当該病院以外の地域の医療従事者が含まれるものを記入すること。

2 (2) には、前年度の研修生の実数を記入すること。

3 研修の体制

(1) 研修プログラムの有無 ☒ 有 ☐ 無

(2) 研修委員会設置の有無 ☒ 有 ☐ 無

(3) 研修指導者

研修指導者氏名	職 種	診 療 科	役 職 等	臨床経験年数	特 記 事 項
	医師	内科	臼杵市医師会理事	45年	教育責任者
	医師	外科	コスモス病院 院長	40年	
	医師	内科	コスモス病院 副院長	31年	
	医師	外科	コスモス病院 外科部長	24年	
	看護師		コスモス病院 看護部長	36年	
	薬剤師		コスモス病院 薬局長	30年	
	臨床検査技師		コスモス病院 検査部係長	22年	
	放射線技師		コスモス病院 放射線技師長	35年	
	理学療法士		コスモス病院 リハビリテーション部 室長	28年	
	管理栄養士		コスモス病院 栄養士主任	19年	

注 教育責任者については、特記事項欄にその旨を記載すること。

4 研修実施のための施設及び設備の概要

施 設 名	床 面 積	設 備 概 要
大会議室	139.39㎡	(主な設備)スクリーン、音響設備、プロジェクターほか
小会議室	35.79㎡	(主な設備)ホワイトボード、テレビ、ビデオほか
	㎡	(主な設備)

(別紙第4)

診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法

管理責任者氏名	
管理担当者氏名	

		保 管 場 所	分 類 方 法
診療に関する諸記録 病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約		事務室 病棟 電子媒体	I D 番号
病院の管理及び運営に関する諸記録	共同利用の実績	事務室	
	救急医療の提供の実績	事務室	
	地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績	事務室	
	閲覧実績	事務室	
	紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿	事務室	

注 「診療に関する諸記録」欄には、個々の記録について記入する必要はなく、全体としての管理方法の概略を記入すること。

(別紙第5)

診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法及び閲覧に関する書類

閲覧責任者氏名	
閲覧担当者氏名	
閲覧の求めに応じる場所	小会議室
閲覧の手続の概要 別紙	

前年度の総閲覧件数		13件
閲覧者別	医師	件
	歯科医師	件
	地方公共団体	件
	その他	13件

注 閲覧件数については、前年度の総延べ人数を記入すること。

診療録開示に関する規定

日本医師会の推奨する診療情報の提供に関する指針を基に情報開示を行う

一般原則

医師は、患者に対して懇切に診療情報を説明・提供するよう努める。

診療情報は、口頭による説明、説明文書の交付、診療記録等の開示等、具体的状況に即した適切な方法により提供する。

診療情報提供

診療中の患者に対する診療情報の説明・提供は、おおむね、次に掲げる事項を含むものとする。

- (1) 現在の症状および診断病名
- (2) 予後
- (3) 処置および治療の方針
- (4) 処方する薬剤については、薬剤名、服用方法、効能、特に注意を要する副作用
- (5) 代替的治療法がある場合には、その内容および利害損失
- (6) 手術や侵襲的な検査を行う場合には、その概要、危険性、実施しない場合の危険性、合併症の有無

患者が「知らないでいたい希望」を表明した場合には、これを尊重する。

開示による情報提供

- ・ 医師および医療施設の管理者は、患者が自己の診療録・診療記録等の閲覧、謄写を求めた場合には原則としてこれに応じる。
- ・ 開示の際、患者が補足的な説明を求めた時は、医師はできる限り速やかにこれに応じる事とする。

開示を求める者

開示を求めることができる者は、原則として次ぎのとおりとする。

- 1 患者が成人で判断能力ある場合は、患者本人
- 2 患者に法定代理人がある場合は、法定代理人。ただし満 15 歳以上の未成年については、疾病の内容によっては本人のみの請求を求めることができる。
- 3 診療契約に関する代理権が付加されている任意後見人
- 4 患者本人から代理権を与えられた親族
- 5 患者が成人で判断能力に疑義がある場合は、現実に患者の世話をしている親族およびこれに準ずる縁故者

開示を求める手続き

- ① 記5項目に該当する申立人であることの証明するものを確認。
- ② 本人ならば診療記録等の開示申請書を渡し、記入後申請。
本人でない場合委任状を渡し、委任状記載・確認後、開示申請書を渡し記入後申請。
- ③ 申込書受理後、病院長・副院長・担当医・診療情報管理委員長・診療情報管理委員・総師長を速やかに召集、診療記録等を開示するか否か決定し、これを申立人に通知する。

費用の請求

開示を求める記録の上膳写に対しては実費を請求する。

金額は サマリー・カルテ・検査記録・検査成績書等コピー1枚＝10円

画像記録の複写はB4＝250円、半切＝450円とする。

電子カルテ、画像をCDで提供した場合は1枚＝1000円とする。

開示などを拒みうる場合

次の場合は診療情報の提供、診療記録等の開示の全部または一部を拒むことができる。

- ・ 対象となる診療情報の提供、診療記録等の開示が、第三者の利益を害する恐れがあるとき
 - ・ 診療情報の提供、診療記録等の開示が、患者本人の心身の状況を著しく損なう恐れがあるとき
 - ・ 前二号のほか、診療情報の提供、診療記録等の開示を不相当とする事由が存するとき
- 申立の全部または一部を拒むときは、申立人に対して苦情処理機関があることを教示するものとする。

遺族に対する情報提供

患者が死亡した際には遅滞なく、遺族に対して死亡に至るまでの診療経過、死亡原因などについて診療情報を提供する。

ただし、診療記録等の開示を求めることができる者は、患者の法定相続人とする。

附則

日本医師会診療情報の提供に関する指針は平成12年1月1日から施行する。

施行日以前になされた診療および作成された診療記録については適用しない。

平成20年2月1日 改正

(別紙第6)

委員会 の 開催 の 実績

委員会の開催回数	1回
委員会 における 議論 の 概要	
・ 紹介患者に対する医療の提供 ・ 病床利用率 ・ 外来実績、夜間休日救急実績 ・ 救急搬送件数 ・ 相談実績 ・ 病床削減について 地域医療構想における18床削減の実施の承認 ・ 災害時に非常電源等確保のため砂防堤建設の協議 県に申請依頼	

注 委員会 の 開催 回数 及び 議論 の 概要 については、前年度のものを記載すること。

地域医療支援病院審議委員会規程

第1条（委員の選出）

審議会委員は、地域の医療を確保する上で重要な関係を有する者を中心に構成するものとし、開設者が適任者を委嘱する。

第2条（委員の任期）

委員の任期は1年（会計年度）とし、再任を妨げないものとする。

第3条（委員長選出）

審議委員会に委員長を1名置き、委員の互選により選出する。

第4条（審議委員会の開催）

- 1.審議委員会は委員長が招集し、その議長となる。
- 2.審議委員会の定例会は年2回とし、その他必要に応じて臨時開催するものとする。

第5条（審議委員会の代理出席）

委員が審議委員会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

第6条（審議事項）

審議委員会は、地域医療支援に関する次の事項を審議し、意見を述べることができる。

- 1.紹介患者に対する医療提供に関すること。
- 2.共同利用実施に関すること。
- 3.救急医療提供に関すること。
- 4.地域の医療従事者に対する研修実施に関すること。
- 5.その他地域医療支援に関すること。

第7条（本規程の変更）

本規程の追加あるいは変更等は臼杵市医師会理事会の決定を要する。

第8条（審議委員会の庶務）

審議委員会の事務局は、コスモス病院に置く。

付則

平成11年10月1日より施行の地域医療支援病院審議委員会規約は、令和元年5月21日をもって廃止する。

本規程は、令和元年5月21日から施行する。

委員は次に掲げる者で構成する。

- ・臼杵市長
- ・津久見市長
- ・臼杵市医師会 会長
- ・津久見市医師会 会長
- ・有識者代表
- ・臼津歯科医師会 会長
- ・中部保健所 所長
- ・コスモス病院院長
- ・コスモス病院看護部長
- ・コスモス病院事務長

(別紙第7)

患 者 相 談 の 実 績

患者相談を行う場所	相談窓口・相談室・その他(病棟カンファレンスルーム)
主として患者相談を行ったもの (複数回答可)	社会福祉士、看護師、事務員
患者相談件数	8667件
患 者 相 談 の 概 要	
受診、受診適応、経済問題、家族調整、退院調整、転院援助、カウンセリング他	

注 患者相談の概要については、相談内容を適切に分類し、記載するとともに、相談に基づき講じた対策等があれば、併せて記載すること。また、個人が同定されないよう配慮すること。

(別紙第8)

その他の地域医療支援病院に求められる取組に関する書類
(この項目についての記載は任意です。)

1 病院の機能に関する第三者による評価

病院の機能に関する第三者による評価の有無	有・無
・評価を行った機関名、評価を受けた時期	

注 医療機能に関する第三者による評価については、日本医療機能評価機構による評価があること。

2 果たしている役割に関する情報発信

果たしている役割に関する情報発信の有無	有・無
・情報発信の方法、内容等の概要 広報誌「コスモスの風」を年3回発行し、医師の紹介、救急の状況、DMAT、看護部の活動、リハビリ部の活動等を発信している。	

3 退院調整部門

退院調整部門の有無	有・無
・退院調整部門の概要 2週間に1回の病床会議および、毎週1回の病棟運用会議を実施しています。 ・地域ネットワーク（石仏ねっと）を利用し、他の施設と情報共有を行っています。	

4 地域連携を促進するための取組

地域連携クリティカルパスの策定	有・無
・策定した地域連携クリティカルパスの種類・内容 ・地域連携クリティカルパスを普及させるための取組 脳疾患および大腿骨頸部骨折の連携医療機関として協定を結んでいます。	